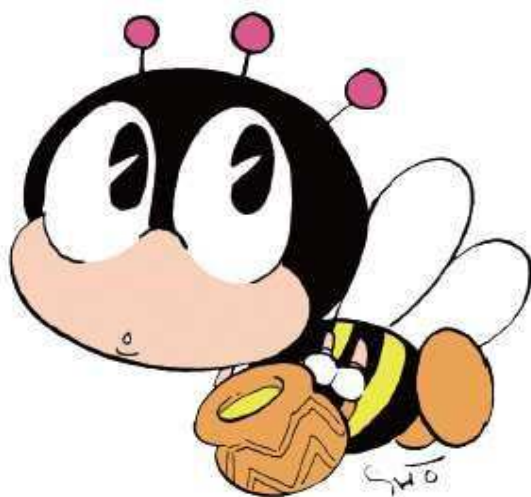


皆さんの自主的な学習活動を支援します

生涯学習 活動費補助金



○ お問い合わせ先

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1-1

多賀城市教育委員会事務局 生涯学習課 (市役所5階)

電話番号 022-368-1141

(生涯学習係 022-368-2444)

○対象者 多賀城市民又は市内団体(市民5人以上が所属する団体)の代表者

○交付回数 年度中1回(②のみ2回)

○申請 原則として、事業実施2週間前までに申請(事業実施後は受付不可)

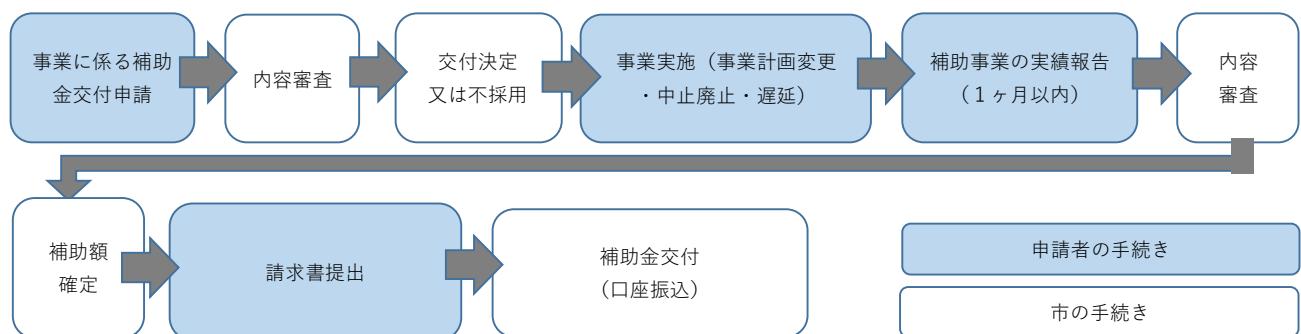
○対象となる事業

事業	対象経費	補助率	補助金限度額		
①市民を対象として開催する講習会、講演会、大会等の事業	会場使用料(付帯設備料含む。)、フィルム(映画・VTR等)・機材等借上料、印刷製本費(事業宣伝に係るパンフレット等の印刷、委託も含む。)、設営・舞台作成料、出演料、講師等の謝金、交通費、宿泊費、著作権使用料、ピアノ調律料	2分の1	20万円		
②国、県、市等を代表して参加出場する事業	交通費、宿泊費、参加料・負担金	○中学生以下 ①全国大会以上 4分の3 ②東北大会 2分の1	大会区分	個人	団体
			世界	12万円	60万円
			全国	6万円	30万円
		○高校生以上 2分の1	東北	3万円	15万円
			世界	3万円	15万円
			全国	1万円	5万円
東北	5千円	2万5千円			
③青少年(18歳以下)の団体が市外の者と交流する事業	会場使用料(付帯設備料含む。)、交通費、宿泊費、講師等の謝金、印刷製本費(事業宣伝に係るパンフレット等の印刷、委託も含む。)、参加料・負担金	2分の1	5万円		
④歴史文化の伝承事業	会場使用料(付帯設備料含む。)、交通費、宿泊費、講師等の謝金、印刷製本費(事業宣伝に係るパンフレット等の印刷、委託も含む。)	2分の1	3万円		
⑤国若しくは県が主催し、又は共催する国内若しくは国外への研修事業	交通費、宿泊費、参加料・負担金	4分の1	3万円		

○対象とならない事業・経費

(事業)	(経費)
(1) 宗教的又は政治的な普及宣伝活動と認められるもの (2) 興行その他主として営利を目的として行われるもの (3) 支出と同等以上の収入が見込まれるもの (4) 当該事業に対し、市から他の補助金、負担金等による補助が行われているもの (5) ①③④⑤の事業であって、学校が児童生徒のみを対象とするもの、企業等が社員のみを対象とするもの等、専ら当該団体に所属する者又は当該団体と関係を有する者のみを対象として行うもの (6) ②の事業であって、学校教育活動(部活動等)として参加出場するもの (7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習事業としてふさわしくないもの	(1) 継続的な運営費 (2) パーティー費用の飲食費 (3) お土産代 (4) 当事者の人件費 (5) その他事業遂行以外の経費

○手続の流れ



※補助金の計算方法は、自己負担する対象経費額×補助率。ただし、②、③(市内で申請者が主催し、市外の団体が複数参加する場合を除く。)、⑤の事業のうち、団体申請となる場合については、自己負担する対象経費額×補助率×市民率(当該事業に参加出場する当該団体の構成員に占める市民の割合)として計算。

※補助事業実施に係る書類は、補助事業完了後必ず5年間保管してください。